自治体名	石川県津幡町	区分	単独・直営
キーワード	小規模自治体の取組、既存の仕組みの活用、全世代型包括的支援体制		

全世代型の地域包括ケア推進協議会を活かした取組

Ⅰ．概　要

1．自治体概要

人　　口	37,603人
面　　積	110.59㎢
高齢化率	23.7%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	12人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	270人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	224人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績）

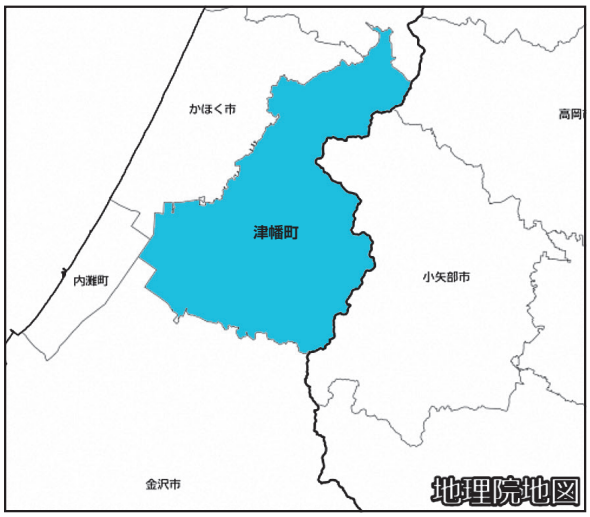

2．成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数（合計）	後見	保佐	補助	任意後見
51人	39人	11人	1人	0人

（2018年12月末時点）

②市長申立て件数

年　度		2016年	2017年	2018年	2019年（8月末時点）
件　数		3件	0件	4件	2件
内訳	高齢者	3件	0件	4件	2件
	障害者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数（累計）	後見受任者数	法人後見支援員（実働数）	日常生活自立支援事業生活支援員（実働数）
0人	0人	0人	0人

（2018年度末時点）

3．事例のポイント

▶既存の取組みを活かす

新たな仕組みをつくらなければと気負わずに、「あるものを活かす」、その上で「ないものはつくる」という取組み。

▶権利擁護ネットワークの蓄積

津幡町では、2013年から地域包括支援センターのネットワーク構築の一環として権利擁護ネットワークを立ち上げ、多職種からなる個別事例の相談や検討を行っていた。こうした取組みを通じた人的なネットワークや協議の場を活かして取組みを推進した。

▶地域包括ケア推進協議会に位置づける

こうした流れから、地域包括ケア推進協議会のもとに権利擁護部会を設置し、基本計画にいう「協議会」に位置づけることで、地域包括ケアを一体となった権利擁護体制を構築しようとしている。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時　期	概　　要
2006（H18）年4月	地域包括支援センター設置。
2013（H25）年	権利擁護ネットワーク連絡会の立ち上げ。Point 1
2015（H27）年	権利擁護ネットワーク幹事会の立ち上げ。Point 1
2016（H28）年	権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーを拡充（相談支援専門員や介護支援専門員）。
2018（H30）年	権利擁護ネットワーク幹事会のメンバーを拡充（町社協の日常生活自立支援事業を担当する社会福祉士）。
2019（R1）年8月	地域包括ケア推進協議会に権利擁護部会を設置。Point 2
2020（R2）年4月	地域包括支援センター内に中核機関を開設予定。Point 2

POINT

Point 1

津幡町では、地域包括ケアシステム構築の一環として、2013年から、各種専門職や日常生活自立支援事業、生活福祉資金の貸付担当者などからなる「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化し、情報交換や事例検討を行ってきました。また、2015年からは各種専門職と地域包括支援センターがネットワークの運営や研修の企画を担う「権利擁護ネットワーク幹事会」を運営してきました。幹事会は、個別事例の相談、後見人の推薦に関する相談、推薦した後見人への引き継ぎ、フォロー等も行ってきました。今回の取組みはこうした土台の上に構築されています。これまで地域包括支援センターが蓄積してきた人的なつながりや協議の場を活かしていくことがポイントと考えています。

Point 2

津幡町の取組みは、法律ができたから始めたのではなく、権利擁護ニーズがある人を支援する「必要性」の中から取組みをつくっていくという発想から生まれました。権利擁護ニーズのある人がいないという地域はないはずです。まず、こうした人たちの暮らしを考える場をつくって、必要なメンバーに集まってもらい、話し合うことから進めていき、それが中核機関の土台となるネットワークにつながっていきました。足りない機能については、「地域包括ケア推進協議会」等の既存の取組を活かして整備が進められました。

なぜ町に権利擁護ネットワーク連絡会が必要と考えたのでしょうか？

権利擁護ネットワーク連絡会を立ち上げたきっかけは、町長申し立てで選任された後見人からの「後見人同志が情報交換する場があったらいいのに。」との声からでした。そのため権利擁護ネットワーク連絡会の組織化は自然な流れであり、その後も、必要に応じて参加者の意見を聞きながら事業展開を行っています。

Ⅲ. 津幡町における体制の特徴について

1．中核機関の体制　包括的な支援体制と一体となった取組み

中核機関は、町営の地域包括支援センターが担う予定です（2020年４月設置予定）。

地域包括支援センターは、これまでの蓄積を活かし、広報、相談、制度の利用促進、後見人支援といった役割を、「権利擁護ネットワーク連絡会・幹事会」や新たに組織化する「権利擁護専門職協力隊」（仮称）と連携・協力しながら、地域連携ネットワークとして推進していく予定です。

また、2019年に地域包括ケア推進協議会に設置した「権利擁護部会」を基本計画にいう「協議会」として位置付け、権利擁護の取組に関する評価・検証や、町成年後見制度利用促進基本計画の策定等を行っていくこととしています。

〈津幡町権利擁護ネットワーク　体系図（案）〉

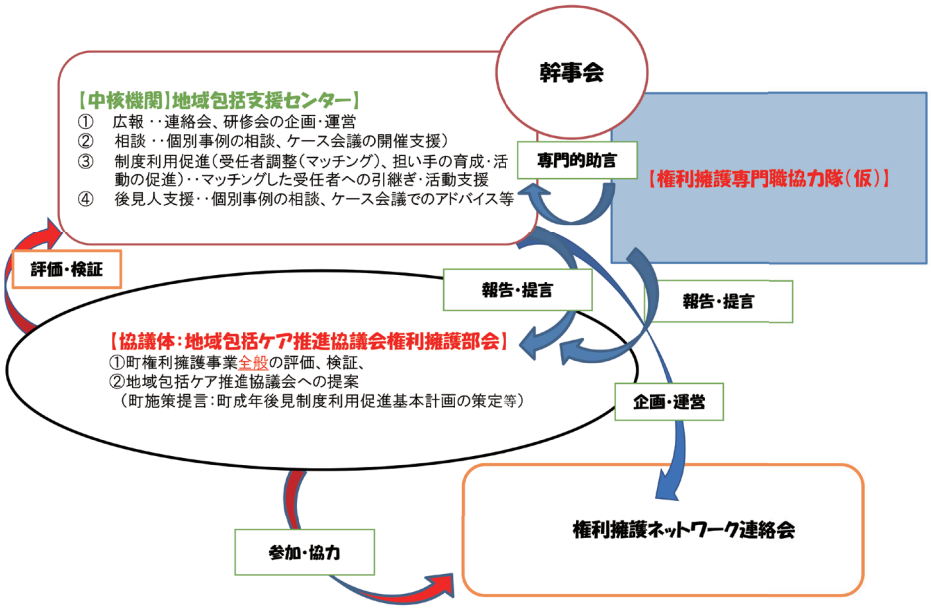

津幡町の地域包括ケアシステムの特徴は、地域包括支援センターを中核とした全世代型の包括的な支援体制を構築していることです。地域包括支援センターは高齢者だけではなく、地域の複合課題を抱えた世帯や障害のある方、子ども、生活困窮者等あらゆる相談に対応しています。

また、地域包括支援センターは地域担当制をとっており、自ら担当する地域で解決が難しい事例がある場合には、地域ケア会議を開催し、多機関や地域と連携して解決にあたることになっています。

つまり、権利擁護のニーズだけが別に話し合われたりするのではなく、従来から権利擁護のニーズがあれば、地域ケア会議で話し合われ、必要があれば、個別事例の相談やケースの検討、申立ての支援や専門職とのマッチング、そして個別事例のフォローなどが行われていました。小さい町であることを強みとして活かすことで、こうした包括的な支援体制と権利擁護の体制を一体的なものとして構築することができました。

2．これまでの蓄積を活かした取組

津幡町は、これまでつくってきたしくみを最大限に活用し、連続性のある取組みとして成年後見制度の利用促進を位置づけています。

2006（H18）年に町直営の地域包括支援センターを設置し、2013（H25）年からネットワーク構築の一環として「権利擁護ネットワーク連絡会」を組織化していました。当初、連絡会は、町長申立てにより選任された後見人である弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業・生活福祉資金の貸し付け担当、町の消費生活相談担当から構成され、情報交換や事例検討を行っていました。地域包括支援センターは、このネットワークを次第に拡充し、「権利擁護ネットワーク幹事会」の立ち上げ、権利擁護ネットワーク連絡会のメンバーの拡充などを行い、相談の中で権利擁護ニーズがある町民の支援にあたってきました。

こうした取組みは、津幡町が進めてきた地域包括ケアシステムの構築の中で、必要なネットワークとして整備されてきました。今回の成年後見制度利用促進の取組みにあたっては、これまでつくってきたネットワークや人的つながりを活かして検討していくことになりました。

2019年には「権利擁護ネットワーク幹事会」で成年後見制度利用促進に向けた検討を開始し、新たに地域包括ケア推進協議会のもとにこれまでのネットワークにくわえて、「権利擁護部会」を設置し、基本計画にいう「協議会」と位置づけるとともに、地域包括支援センターを「中核機関」とすることになりました。

津幡町では、従来から「小さくはじめて大きくする」「あるものを活かす」「ないものはつくる」という発想の下、独自にネットワークを構築してきました。「権利擁護ネットワーク連絡会」も「小さくはじめて」必要に応じて「大きく」してきました。利用促進の取組みもまずはこれまでしてきたことを土台に、必要に応じて機能を追加していく予定です。

地域包括ケア推進協議会および部会の体制について

担当者より

権利擁護とは特別な支援ではなく、あらゆる人の生活を支えるための視点です。

多職種で生活を支える必要がある場合には、それぞれの支援者が困ったときに相談し、知恵を出し合える場づくりが必要だと考えています。

■参考URL　連絡先

津幡町　町民福祉部　福祉課
地域包括支援センター
TEL：076-288-7952
URL：https://www.town.tsubata.ishikawa.jp/soshiki/fukushi/houkatsushien.html